

# 社会福祉法人 仁福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 仁福社会（以下「当法人」という）定款（役員の報酬等）第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。但し、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。(旅費規定による、通勤手当及び旅費支弁との重複がないよう留意する)

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 役員等が、理事会・評議員会開催に出席及び監事監査実施・報告等の法人業務を行う場合の費用弁償

生駒郡三郷町内	なし
その他	¥2,000

(改廃)

第4条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1. この規則は平成29年4月1日から施行する。